

第五編

福祉・厚生・保健衛生

第一章 福祉・厚生

第一節 国民年金制度

国民年金制度は、我が国の公的年金制度の適用除外とされていた、農林漁業等に従事する自営業者等の老齢、廃疾、死亡による生活の安定が損われることを、国民の連帯責任によって防止し、健全な国民生活の維持と向上に寄与することを目的とした制度で、昭和三四年四月一六日、法律第一四一号により制定されたものである。

その後、我が国は、急激な人口の高齢化が進み、制度発足当時六五歳以上の人の占める割合が、村で八・七パーセント（県平均七・二パーセント）であったのが、平成四年度末では村で二九・四パーセント（県平均一六・八パーセント）と、三人に一人は年金受給者という状況になった。

国民年金制度についても、幾多の改正を経て、当初アメ玉年金といわれた年金給付も、昭和六一年四月に基礎

年金が導入され、すべての国民に共通の給付を行うこととなり、老後の所得保障にかかせないものとなった。美川村の国民年金受給状況は別表のとおりである。

一 抛出制国民年金制度

国民年金制度には、日本に住所がある二〇歳以上六〇歳未満の人が必ず加入しなければならず、加入の種類によって、次のような被保険者に分かれている。

- ・ 第一号被保険者
 - 自営業、農業、自由業に従事している人及び大学生、専門学校生で二〇歳以上六〇歳未満の人
- ・ 第二号被保険者
 - 厚生年金保険（船員を含む）や共済組合に加入している人
- ・ 第三号被保険者
 - 厚生年金保険（船員を含む）や共済組合に加入している人に扶養されている配偶者で、二〇歳以上六〇歳未満の人
- ・ 任意加入被保険者
 - 老齢（退職）年金を受けている六〇歳未満の人
 - 日本に住所がある六〇歳以上六五歳未満の人

(件数 人・金額 千円)

年金 (旧 法)															
短 期										短期計		旧法計		拠出年金計	
障 害		母 子		準母子		寡 婦		遺 児		件数	金額	件数	金額	件数	金額
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
29	—	8	—	0	0	9	—	0	0	46	26,550	675	209,236	675	209,236
30	—	8	—	0	0	8	—	0	0	46	27,560	695	221,396	695	221,396
31	—	6	—	0	0	7	—	0	0	44	27,352	726	237,502	726	237,502
31	—	5	—	0	0	9	—	0	0	45	29,459	745	253,638	788	282,973
30	—	5	—	0	0	9	—	0	0	44	29,639	739	256,097	811	297,417
27	19,474	5	4,640	0	0	10	3,832	0	0	42	27,946	704	248,207	797	296,516
23	17,482	4	4,008	0	0	8	3,303	0	0	35	24,793	693	256,535	816	322,017
22	17,032	3	3,222	0	0	10	4,264	0	0	35	24,518	695	267,050	845	346,979
19	15,268	3	3,253	0	0	10	4,394	0	0	32	22,915	667	265,165	865	373,175
19	15,956	3	3,291	0	0	10	4,589	0	0	32	23,836	649	267,332	889	402,766

海外に住んでいる二〇歳以上六五歳未満の日本人

以上四種類の被保険者のうち、直接保険料を納める人は、第一号及び任意加入の被保険者であり、第二号及び第三号被保険者は、それぞれ加入している制度から一括拠出され、直接個人で納める必要はない。

また、第一号被保険者については、失業、病気療養中等で、所得の低い人も対象者となっているため、経済的に保険料納付が困難な人は申請して、都道府県知事の承認が得られれば保険料免除となる制度もある。

美川村の国民年金加入者は、人口の流出等により、年々減少傾向にあり、第一号被保険者五八一人、第三号被保険者一五一人、任意加入者四人(平成六年一月一日現在)となっている。

給付については、老齢、障害、死亡といった事故に際して、すべての国民に共通する基礎的な年金給付として「基礎年金」の支給を行う。

基礎年金には、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の三種類がある。

老齢基礎年金については、二五年以上保険料納付、あるいは、免除期間のある人が、六五歳から支給されるの

第5編 福祉・厚生・保健衛生

国民年金給付状況（拠出年金）

	基礎年金（新法）								国民								
	老齢障害遺族				新法計				老齢		5年		通算老齢		長期計		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
58										481	—	109	—	39	—	629	182,686
59										500	—	105	—	44	—	649	193,836
60										529	—	105	—	48	—	682	210,150
61	9	2,773	34	—	0	0	43	29,335	546	—	102	—	52	—	700	224,179	
62	31	10,372	35	—	6	—	72	41,320	548	—	97	—	50	—	695	226,458	
63	52	18,059	34	26,655	7	3,595	93	48,309	521	181,779	90	29,862	51	8,620	662	220,261	
元	74	27,394	36	29,790	13	8,298	123	65,482	521	193,721	82	28,240	55	9,781	658	231,742	
2	94	35,950	37	31,849	19	12,130	150	79,929	523	203,972	74	26,070	63	12,490	660	242,532	
3	145	64,259	37	32,466	16	11,285	198	108,010	506	205,096	68	24,684	61	12,470	635	242,250	
4	191	94,123	38	33,697	11	7,614	240	135,434	492	206,711	65	24,381	60	12,404	617	243,496	

が原則であるが、繰上げを希望すれば、減額された年金が六〇歳から支給される。

二〇歳から六〇歳まで四〇年間納付した人は、六五歳から七三万七三〇〇円（平成五年度年金額）の年金が支給される。

また、国民年金には、以上の基礎年金のほか、第一号被保険者への独自給付として、付加年金、寡婦年金、死亡一時金、特別一時金がある。

保険料については、昭和三四年の発足当初、一か月一〇〇円であったものが、その後のスライド制の導入によって、昭和五九年度には六二二〇円、平成五年度には一萬五〇〇円となった。

二 無拠出制国民年金制度（福祉年金制度）

老齢福祉年金は、国民年金制度（拠出制）が発足した昭和三六年四月一日に、既に老齢にあった者に支給されるものであり、その財源は全額国庫負担となっている。

なお、従前の障害福祉年金及び母子（準母子）福祉年金は、昭和六一年四月一日以降、障害基礎年金及び遺族

国民年金保険料の推移

(単位 円)

年 月	59.4	60.4	61.4	62.4	63.4	元.4	2.4	3.4	4.4	5.4
金 額	6,220	6,740	7,100	7,400	7,700	8,000	8,400	9,000	9,700	10,500

基礎年金として裁定替えとなった。

(一) 受給要件

老齢福祉年金は、次のいずれかに該当した場合に支給される。

① 明治四四年四月一日以前に生まれた者(昭和三六年四月一日において五〇歳を超える者)が七〇歳になったとき。ただし、昭和五六年四月以降は新規に支給される者はいない。

なお、老齢福祉年金は昭和三四年一月一日から発足したので、同日においてすでに七〇歳を超えている者は、同日から老齢福祉年金が支給されることとされた。

② 明治四四年四月二日から大正五年四月一日までに生まれた者で、保険料納付済期間が一年未満であり、かつ、納付済期間と免除期間とを合算した期間が、その者の生年月日に応じ表のように、四年一か月から七年一か月以上ある者が、七〇歳に

なったとき。

明治四十五年四月一日以前に生れた者	四年一月以上
明治四十五年四月二日から大正二年四月一日までの間に生れた者	五年一月以上
大正二年四月二日から大正三年四月一日までの間に生れた者	六年一月以上
大正三年四月二日から大正五年四月一日までの間に生れた者	七年一月以上

老齢福祉年金の額は、三七万七三〇〇円(月額三万一千四四二円 平成五年度価格)である。

なお、美川村での福祉年金受給者の推移は、別表のようになっている。

(二) 支給制限

老齢福祉年金の受給権者が、他の年金給付を受けることができるときは、拠出年金と同様に、次のような取扱いがなされる。

- (1) 旧国民年金法の老齢年金が支給される場合は、老齢福祉年金は支給されない。
- (2) 旧国民年金法の他の年金が支給される場合は、いずれか一つの年金を選択。

福祉年金受給者の推移

(単位 円)

区分 年度	老 齡 福 祉 年 金		障 害 福 祉 年 金		合 計	
	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額
58	226	69,214,230	41	17,421,100	267	86,635,330
59	208	60,528,305	37	16,863,200	245	77,391,505
60	185	58,979,095	35	16,065,531	185	75,044,626
61	160	53,635,298	基 礎 年 金 へ 移 行		160	53,635,298
62	139	46,280,641			139	46,280,641
63	120	40,172,898			120	40,172,898
元	106	35,793,166			106	35,793,166
2	92	32,221,830			92	32,221,830
3	70	27,133,750			70	27,133,750
4	60	22,009,585			60	22,009,585

(3) 新国民年金法による年金が支給される場合は、いずれか一つの年金を選択。

しかしながら、老齡福祉年金は、その費用が全額国庫負担によって賄われているため、更に次のような特別な支給制限が行われる。

他の公的年金受給による制限 老齡福祉年金の受給権者が、他の公的年金制度による年金給付をうけることができるときは、その間、福祉年金は支給停止されることとなっている。

ただし、他の公的年金制度の給付の額が、政令で定める額（六六万四〇〇〇円）に満たない場合は、老齡福祉年金の額を限度として、六六万四〇〇〇円と公的年金給付の額との差額が支給される。

他の公的年金制度とは、恩給法や厚生年金保険法、各共済組合法等であり、老齡福祉年金の支給制限には、これらのほか、労働者災害補償保険法、国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法等が含まれる。

他の公的年金給付が、恩給法による増加恩給や公務扶助料等、戦争公務に起因して支給される年金で、大尉以下の旧軍人やその遺族に支給されるものである場合は、

戦争公務という特殊事情を考慮して、老齢福祉年金の支給制限は行われず、全額併給される。

第二節 社会福祉事業

所得による制限 老齢福祉年金は、受給権者本人や配偶者、又は、扶養義務者の前年の所得が、扶養親族等の数に応じて一定の額を超えるときは、その年の八月分から翌年の七月までの一年間支給停止される。

一 民生児童委員

平成五年度における限度額は別表のとおりである。

住民の生活をとりまく環境は、急激な高齢化、住民意識の多様化、家族形態の変化等により、大きく変容して

平成5年度（4年所得）の所得制限限度額表

(単位 円)

所得の区分	扶養親族等の数						備考
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	
本人所得	2,472,000	2,972,000	3,452,000	3,888,000	4,324,000	4,764,000	政令における限度額は所得ベースで規定している。
収入	1,564,000	1,914,000	2,264,000	2,614,000	2,964,000	3,314,000	
所得	7,537,000	7,814,000	8,050,000	8,287,000	8,523,000	8,760,000	
全額止 支給	5,688,000	5,937,000	6,150,000	6,363,000	6,576,000	6,789,000	
一部止 支給	4,624,000	4,936,000	5,204,000	5,468,000	5,736,000	6,000,000	
所得	3,204,000	3,453,000	3,666,000	3,879,000	4,092,000	4,305,000	

上浮穴郡町村別保護状況（平成6年4月）

町 村 名	久万町	小田町	美川村	柳谷村	面河村	計
保護世帯	26	15	15	9	12	77
保護人員	42	16	16	10	18	102
保 護 率 (千分比)	5.57	3.76	6.12	6.38	16.00	5.96

近年の社会情勢により、生活保護の動向をみると、保護世帯、保護人員、保護率ともに横ばい状態にあるもの

二 生活保護

の、急速な高齢化・核家族化の進行等によって、高齢者傷病者・障害者世帯に対する要援護世帯の割合が、年々増加している。

保護適用状況の推移

年 度	保 護 世 帯	保 護 人 員	保 護 率 (千分比)
六〇	三一	五六	一六・九三
六一	三〇	四九	一五・二三
六二	二五	三九	一二・四三
六三	二二	三七	一一・九一
元	一九	二九	九・六〇
二	一八	二五	八・四九
三	一七	一九	六・七四
四	一九	一九	六・七七
五	一八	一九	七・〇七

三 児童福祉

昭和二二年一二月児童福祉法の制定により、児童の基本的人権が尊重され、学校教育、家庭教育、地域社会が一体となって、健やかな児童を育成するため、児童福祉の向上に努めている。

若年期人口の減少、少子家族や婦人の社会進出により、子供たちの遊び方、仲間づきあい等、子供の生活環境が著しく変化している。

児童遊園地は、別表に示す村内四か所に設置されているが、児童の減少により、ほとんど利用されていない。有枝遊園地は、子供の利用もなく、施設が老朽化し廃止された。

児童遊園地

年度	名 称	位 置
四一	東古味児童遊園地	美川村東川（河崎神社境内）
四二	上黒岩児童遊園地	美川村上黒岩（御三戸神社境内）
四五	大谷ちびっこ遊園地	美川村日野浦（大谷元公会堂跡）
四六	鷹森児童遊園地	美川村七鳥（西古味）

公的助産施設は、一般病院での分娩が主流となり、村母子健康センターは現在休止している。

各機関団体代表者などで構成している、青少年問題協議会や民生児童委員協議会が、合同会議をひらき、推進方策を検討するなど、児童の非行防止や健全育成に努め

ている。

主任児童委員制度 近年の出生率の継続的な低下に伴い「健やかに子供を生み育てる環境づくり」が、社会全体の課題となっている。

地域において、児童・妊産婦の福祉に関する相談、援助活動を行うため、児童福祉に関する事項を専門的に担当する、主任児童委員高橋恵（厚生大臣より委嘱）を平成六年一月より新たに設置し、従来の区域を担当する児童委員と一体となった活動を展開している。

児童手当 児童手当は、児童を養育している人に、手当を支給することにより、家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成、資質の向上を目的としている。

平成四年一月からの制度改正により、支給対象者となる児童の年齢については、経過措置があり、平成六年一月からは、三歳の誕生日の属する月分まで支給される。

児童手当の月額は、第一子・第二子は各五〇〇〇円、第三子以降は一万円を支給される。

所得制限により、児童手当を受けられないサラリーマンについては、その人の前年の所得が一定額未満の場合

に限って、特例給付（児童手当と同額）がある。

四 母子福祉

昭和三六年に、村母子寡婦福祉会が結成され、会員も多く、活発な活動がなされていた。

平成六年四月の会員数は、三〇人となり、寡婦の方が会の運営を支えている。

母子家庭は、一四世帯となっており、育児や職場への就労のため、活動する余裕がないように、若年母子部の加入者は若干名である。

母子父子家庭及び寡婦家庭における、父母の一時的な疾病により、日常生活を営むのに支障がある場合は、介護人を派遣して、必要な介護を行う。

県介護人派遣事業に、若年母子の母八人、寡婦一九人が登録申請して、病気のとき利用している。本会の現会長は、坂口多嘉子となっている。

村としては、本会の育成のため、年額一〇万円を助成している。（数字はいずれも平成六年四月一日現在）

五 高齢者福祉

高齢化社会が進行する中で、平成六年四月一日現在、六五歳以上の人口は、八八六人で、総人口に占める割合は三一パーセントになっている。これは、国・県の高齢化率をはるかに上まわり、本村では高齢化が更に進むことが予想される。

介護の必要度が高くなる、七五歳以上の後期高齢人口が増加し、寝たきり老人や痴呆性老人、独居老人、高齢者夫婦等、身体に障害を持つ、要援護老人の増加は避けられない。

また、核家族化、世帯規模の縮小、扶養意識の変化など、家庭での介護機能も低下しており、自助、互助、公助の調和のとれた福祉活動を推進し、地域福祉・在宅福祉の充実に努めている。

これから迎える超高齢化社会に向けて、保健・医療福祉サービスを総合的に一体的に提供し、施設の整備及び推進体制を確立するため、平成五年度に「美川村老人保健福祉計画書」を策定した。



寝たきり老人の介護教室

施設サービス 上浮穴地区に設置されている老人ホームは、養護老人ホーム「ささゆり荘」（久万町 定員五〇人）、特別養護老人ホーム「久万の里」（久万町 定員五〇人）、「緑風荘」（小田町 定員三〇人）となっている。

特別養護老人ホームの設置については、小規模村では運営面、財政面から困難であり、松山広域市町村圏単位で進められてきたが、近年の高齢化の進展、核家族化や

家庭での介護能力の低下等により入所希望者が増加し、郡内の施設だけでは対応できず、郡外の施設に入所依頼をしている状況である。

平成六年四月現在の本村老人ホーム入所者は、養護老人ホーム九人、特別養護老人ホーム一二人である。

郡内のショートステイ施設は「久万の里」（定員二〇人）、「緑風荘」（定員五人）があり、寝たきり痴呆性老人等、十分利用が確保できている。

デイサービス事業については、在宅の虚弱老人及び寝たきり老人等に対し「久万の里」を利用して、各種サービスが提供されている。

緊急通報電話を架設 本村には、約一五人の独居老人があり、高齢者福祉の充実をはかるため、県の「独居老人緊急通報システムモデル事業」の指定を受け、昭和六三年一二月に緊急通報用の電話を架設開始した。

虚弱な独居老人が、家庭内で発病や事故等の突発的な事態に陥った時に、緊急事態の発生を簡単な操作で、外部へ通報するもので、老人の精神的な安定と、身体の安全をはかるための緊急通報システムである。

六五歳以上の虚弱な独居老人一〇世帯を対象として、



村長の独居老人訪問と緊急電話

通報用の電話機器を架設貸与している。

そのほか、独居老人で、緊急度の高い高齢者については、ホームサイレンを設置している。

在宅寝たきり等介護手当支給事業 在宅において、寝たきり老人等を常時介護している者に、平成三年一〇月より村単独事業で、介護手当月額五〇〇〇円を支給し、介護者への精神的及び経済的な援助を行い、在宅福祉の

向上をはかっている。

「寝たきり老人等」とは、日常生活動作（歩行、排泄、食事、入浴、着脱衣）のうち、全介助が一項目以上及び一部介助が二項目以上ある状態が、居宅において六か月以上継続している、六五歳以上の者と、重度の痴呆性老人である。

「介護者」とは、寝たきり老人等と同居し、生計を同じくする者で、六か月以上継続して、介護にあたっている者である。

平成五年一月からは、県費補助月額二五〇〇円を加算し、月額七五〇〇円を年三期にわけて支給している。

支給対象者は、寝たきり老人等及び介護者が、本村で引き続き一年以上居住し、住民基本台帳に登録されている場合で、介護者に対し支給している。

平成六年四月の支給対象者

寝たきり老人の介護者 九人

痴呆性老人の介護者 三人

在宅寝たきり老人等紙おむつ支給事業 村内に居住する在宅寝たきり老人等に対して、平成三年一〇月より、紙おむつを支給し、経済的な負担の軽減をはかっている。

る。

紙おむつは、一か月一二〇枚を限度として、ホームヘルパーが、毎月上旬に対象家庭を訪問し、現物を支給している。

平成六年四月の支給対象者

寝たきり老人 一〇人

痴呆性老人 三人

百歳祝金支給事業 百歳に達した長寿者に祝金を贈ることにより、多年にわたり、地域社会の発展に貢献してきた功績をたたえ、その労をねぎらうとともに、村民の敬老精神の高揚をはかることを目的として、平成四年九月に「百歳祝金支給条例」を制定した。

本村に引き続き一〇年以上住所を有し、満一〇〇歳に達した者に、要件を満たした日から七日以内に一〇〇万円を支給するものである。

第一号支給対象者は、有枝の小谷カメヨ（誕生日明治二七年二月二日）となる。

高齢者年金支給事業 本村に居住する七五歳以上の高齢者に対し「高齢者年金」を支給することにより、老後の生活に潤いを与え、福祉の増進を図ることを目的とし

て、平成六年三月に「高齢者年金支給条例」を制定した。

毎年一二月一日を基準日として、本村に引き続き一年以上居住し、住民基本台帳に登録されている高齢者に対し、一月中旬に年額一万円を支給するものである。

要援護老人の状況

一 ひとり暮らし老人

平成六年四月

年齢別	男	女	計
六五歳～六九歳	三	一八	二一
七〇歳～七四歳	四	三二	三六
七五歳～七九歳	三	二九	三二
八〇歳以上	六	二〇	二六
合計	一六	九九	一一五

二 ひとり暮らし老人の近親者の有無

近親者が近所にいる者	一五人
近親者が同一市町村内にいる者	二六人
近親者が同一市町村外にいる者	七二人
近親者が全くいない者	二人

三 寝たきり老人

平成六年四月

種別	施設名	男	女	計
養護	ささゆり荘	三一	四一	七二
特養	江崎の里	五一	三一	八二

五 老人ホーム入所者

平成六年四月

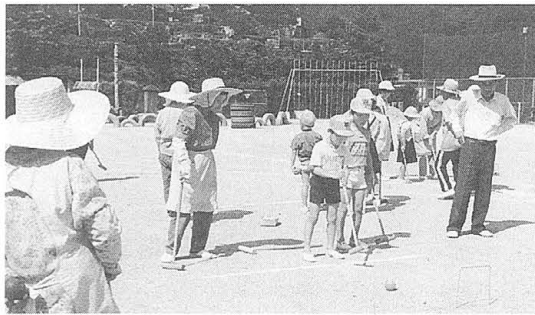
年齢別	男	女	計
六五歳～六九歳	〇	〇	〇
七〇歳～七四歳	〇	〇	〇
七五歳～七九歳	〇	〇	〇
八〇歳以上	一	四	五
合計	一	四	五

平成六年四月

四 痴呆性老人

※寝たきりで痴呆症の老人も含む

年齢別	男	女	計
六五歳～六九歳	〇	〇	〇
七〇歳～七四歳	〇	〇	〇
七五歳～七九歳	一	〇	一
八〇歳以上	二	五	七
合計	三	五	八



クロケットを通じてお年寄りと子どもの交流会

高齢化によって、六五歳以上の高齢者は増加している半面、会員は前期高齢者の加入が少なく、逆に会員数の減少傾向が続いている。老人クラブの主な活動としては「クロケット」「ジャッ

老人クラブ 村老人クラブは、地域公民館単位に、単位老人クラブが六クラブあり、これらを統括した村老人クラブ連合会は、会

計	松山特養ホーム	ガリラヤ荘	愛寿荘	緑風荘
一〇	〇	〇	一	〇
一一	一	一	〇	一
二一	一	一	一	一

老人クラブ会長

年度	村老連	仕七川	東川	西	南第一	南第二	美川南	黒藤川	二
五九	団上 貢	団上 貢	坂本 素行	藤田 辰雄	川崎 清隆	阪本 寅夫	土居 敏雄	松田 明一	松田 明一
六〇	坂本 素行	山崎 行俊	〃	〃	〃	〃	〃	〃	岡本正三郎
六一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
六二	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
六三	土居 敏雄	〃	佐藤 稔	伊藤 孟寛	高橋 堅志	中野 豊茂	〃	〃	松田 明一
元	〃	高木松太郎	〃	〃	〃	山内 一男	高橋 堅志	〃	西本 集
二	高橋 堅志	〃	大家 常行	土居 千重	〃	〃	菅 米吉	〃	中居 留吉
三	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
四	高木松太郎	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
五	高橋 堅志	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
六	菅 米吉	〃	〃	大上 重秋	〃	〃	〃	〃	中居 留吉

昭和六三年度から東川老人クラブの一部の東川公民館以外は仕七川へ統合、平成二年度から南第一・南第二を一つに統合し、美川南と改める。

フルボード」等、軽スポーツを普及させ、健康づくりを推進している。

村高齢者大学及び県主催の上浮穴地域高齢者大学に参加し、教養と生きがいづくりを進めている。

その他、お年寄りと子供の談話室事業を通して、世代間交流による伝承活動や神社・仏閣等への社会奉仕活動を進めている。

なお、クラブの育成費として、村から単位老人クラブへ三万五〇〇〇円、村老連へ二万七千五百〇〇円、合計六万二千元を補助している。

年度別老人クラブ会員数

年度	男	女	計	六五歳以上	加入率
六〇	一五五	二五五	四一〇	七八八	五二・〇
六一	一五三	二四五	三九八	七四四	五三・五

六二	一五四	二三五	三八九	七二二	五三・九
六三	一五二	二六三	四一五	七八五	五二・九
元	一五一	二五三	四〇四	七九七	五〇・七
二	一四七	二二三	三七〇	八〇五	四六・〇
三	一四二	二二四	三六六	八三〇	四四・一
四	一四七	二一九	三六六	八一四	四五・〇
五	一四六	二一八	三六四	八五六	四二・五
六	一三四	二〇八	三四二	八八六	三八・六

単位老人クラブ会員数

平成六年四月

仕七川老人クラブ	男	三六	五五	九一
東川老人クラブ	男	一一	一五	二六
西寿楽会	男	一九	四〇	五九
美川南老人クラブ	男	四四	四四	八八
黒藤川老友会	男	一五	三四	四九
二箇老人クラブ	男	九	二〇	二九
計	男	一三四	二〇八	三四二
	女			
	計			

六 身体障害者福祉

本村の身体障害者は、昭和五九年には障害者手帳交付者が

九七人であったが、平成六年四月では九六人となっている。

高齢化に伴い、障害を持つ高齢者が増加し、重度心身障害者医療該当者の肢体不自由、内部障害の心臓機能障害、じん臓機能障害、ぼうこう直腸機能障害の人が、多くなっている。

身体障害者協会の会員は、昭和六〇年には三六人いたが、平成六年四月は二五人となり、高齢と病弱なため、役員選出も困難で、活動に参加できる人が減少している。

平成五年度には、障害者の社会参加事業として、貸切バスで一人が参加し、鷹の子温泉センターで、一日を楽しく、親睦交流できた。

本協会には、育成会費として、村から一〇万円が補助されている。

前会長は、西村峰茂（昭和六三年度～平成三年度）、現会長が、土居敏雄（平成四年度～現在）である。

平成二年には同じ要旨により、第五四特別弔慰金（額面一八万円、六年償還）が、失権者の五名に交付された。

戦没者遺族の県護国神社参拝 遺族会主催で村の援助により、四年に一度実施している県護国神社参拝は、平成二年一〇月、愛媛県護国神社において、村長、小田県議会議員、村議会議長、同文教厚生委員長、遺族会長をはじめ遺族七九名が参加して戦没者追悼式を挙行し、英霊に対し慰霊を行い、式終了後懇親会は、鷹の子温泉センターで行った。

戦没者追悼式 村主催で四年に一度実施している「美川村戦没者追悼式」が、平成四年一〇月農村改善センターで多数の来賓を迎え、村内各機関代表者と村遺族会長をはじめ遺族等関係者一五〇名が参列し、厳粛に挙行された。式では全員が戦没者の御霊に黙祷を捧げ、村長より式辞を述べ、悲しくも祖国の危急に一命を捧げられた村内三六〇柱の英霊に、謹んで追悼の意を捧げるとともに、今後ともご遺族の援護につとめながら、恒久的な平和と温かく幸せある豊かな村づくり邁進することを誓われた。

来賓の方々からは追悼の辞をいただき、清吟堂吟友会



戦没者追悼式

美川支部の皆さんより追悼の吟詠があった後、参加者全員が御霊に献花し、追悼式を閉じた。

遺族会役員による県護国神社参拝 二年に一度、遺族会長はじめ、役員全員により県護国神社参拝を実施している。

慰 霊 塔 村では、三二年四月に旧役場跡地横に慰霊塔を建立していたが、平成四年一一月に県道改修工事



慰 霊 塔

に伴い現在地に移転し、慰霊法要を行った。

遺族会団体の援護 村遺族会は、会員一四一人（戦没者の妻二四、戦没者の父母一五、その他一〇）が加入し、戦没者遺族に対する処遇改善等の活動を推進している。

遺族会長は、昭和五九年度～平成四年度が小椋伊十郎、平成五年度～現在が大上重秋となっている。

村から年額一一万円を援護している。

九 社会福祉協議会

高齢化の進行、家族形態、扶養意識の変化、自由時間の増大、生活の質や心の豊かさの重視等を背景として、地域福祉活動の拠点の機能を高め、必要な福祉サービスを総合的に提供し、幅広く住民総参加活動の充実強化を円滑に推進するため、社会福祉協議会の法人化をはかることとなった。

本村の社会福祉協議会は、任意団体として、昭和三二年八月に結成され、会長には歴代村長が就任してきた。

社協の法人化については、平成三年一〇月四日の任意社協理事会において選出された、設立発起人一二二人によって、設立準備が進められた。

平成四年二月一二日付で、社会福祉法人美川村社会福祉協議会設立代表者木下久敬（村長）より、愛媛県知事伊賀貞雪宛「社会福祉法人美川村社会福祉協議会設立認可申請」を提出した。

社会福祉事業法第二九条に基づき、平成四年三月二五日付をもって、愛媛県知事より「設立認可書」の交付が

あり、四月一日松山地方事務局久万出張所に、社会福祉法人設立登記を完了した。

初代の会長には、木下久敬（村長）が、就任した。

役員は、理事一〇人、評議員二一人、監事二人となっている。

目的事業は、次のとおり。

- (1) 社会福祉を目的とする事業に関する調査及び研究
- (2) 社会福祉を目的とする事業に関する総合的企画
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する連絡・調整及び助成

- (4) 社会福祉を目的とする事業に関する普及及び宣伝
- (5) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (6) 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

- (7) 保健衛生、社会教育を目的とする事業との連絡
 - (8) 共同募金事業への協力
 - (9) ボランティア活動の振興
 - (10) 心配ごと相談所の設置運営
 - (11) まごころ銀行の設置運営
 - (12) 居宅介護等事業の受託運営
 - (13) その他、本会の目的達成のため必要な事業
- 資産の総額は、四五八万八二四二円であった。

家庭奉仕員派遣事業

平成四年四月より、村は、社会福祉法人美川村社会福祉協議会と「家庭奉仕員派遣事業委託契約」を締結した。

身体上又は精神上的の障害があつて、日常生活を営むのに支障がある老人の家庭へホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話をを行い、老人及び家族の健全で安らかな生活を支援する事業である。

派遣の対象

- (1) 老衰、傷病等の理由により、日常生活を営むのに支障があること。

- (2) 家族の介護を十分に得られない状況にあること。
- (3) その他、養護者を得られない状況にあること。

業務の内容

- (1) 家事及び介護に関すること。
 - 。 食事の世話
 - 。 衣類の洗濯及び補修
 - 。 住居等の掃除及び整理整頓
 - 。 身のまわりの世話
 - 。 生活必需品の買出し
 - 。 医療機関との連絡及び通院介助
 - (2) その他、必要な家事及び介護
- 相談及び助言に関すること。

美川タクシーマイクロバス乗車状況（平成5年度）

（単位 人）

月	往 路			復 路			総 計	運行日数	一日平均
	有料	無 料	計	有料	無 料	計			
4月	29	209	238	9	138	147	385	21	18.3
5月	23	168	191	5	88	93	284	18	15.8
6月	30	220	250	8	134	142	392	21	18.7
7月	31	218	249	15	122	137	386	22	17.5
8月	35	210	245	14	129	143	388	21	18.5
9月	27	201	228	14	142	156	384	20	19.2
10月	38	227	265	12	142	154	419	20	21.0
11月	24	217	241	11	125	136	377	20	18.9
12月	40	190	230	14	155	169	399	19	21.0
1月	24	195	219	8	126	134	353	20	17.7
2月	29	189	218	14	115	129	347	19	18.3
3月	25	240	265	12	127	139	404	22	18.4
年間	355	2,484	2,839	136	1,543	1,679	4,518	243	18.6

生活又は身上に関する相談及び助言

その他、必要な相談及び助言

平成六年四月現在の家庭奉仕員は、三人である。

福祉バス運行 高齢化が進み、若い世代が都市へ流出する中で、高齢者世帯が増加し、村老人クラブ連合会より、村及び村議会に対し、村民の足の問題として、交通の利便性を確保するよう陳情があった。

村では、その対応に専門委員会を設置し、四国運輸局愛媛陸運支局及び民営バス機関と協議を重ね検討した結果、定期的な村直営のマイクロバス運行には制約があり、四国内でも事例をみない美川方式の方策を講じた。

福祉バスの運行は、社会福祉法人の社会福祉協議会と有限会社美川タクシー代表取締役篠崎豊との間で、ワゴン車（一〇人乗り）運行委託契約書を締結し、その経費は、村が社会福祉協議会へ助成し、平成四年四月一日より運行を開始した。

現行の契約額は、年額五七〇万円である。

村内各集落住民の交通の利便性を確保するために、運行起点は、大川上組・藤社・程野・長崎・水押・沢渡・竹谷・横山・大谷・筒城となっており、起点から役場に

至る間を週一回、午前の往路、午後の復路を各二回運行している。

長崎・水押線は、利用者が多く、定員オーバーの場合は、営業タクシーを借り上げ、対応している。ただし、土曜日・祝日・年末年始は運休となっている。

一般利用者の運賃は、一回につき二〇〇円、六五歳以上の高齢者・母子世帯の者・療育手帳及び身体障害手帳の該当者は、無料となっている。

黒藤川独居老人友愛会の結成

黒藤川地域では、当時の民生委員岩市清氏の尽力によって、独居老人の孤独や不安感の悩みを解消するため、平成元年三月に「黒藤川独居老人友愛会」を結成し、会員相互に助けあい励ましあって、地道な活動を進めながら、心身の健康の保持増進を図っている。

友愛会の会長は、平成元年度～二年度宮城ヨシ子、三年度～四年度近藤ミノエ、五年度～現在上岡カヨ子となっている。

現在の会員数は、二〇人である。



友愛会の活動

第二章 保健・衛生

第一節 保健医療施設

一 美川村診療所

昭和四八年以来、広く住民に利用されてきた美川村内科診療所は、建築以後二四年を経過し、敷地も湿地帯であつたためか、建物の老朽化がはげしく、これを取り壊し、新たに建築することが決まり、敷地を探した結果、美川村旧庁舎跡地を選び、鉄筋コンクリート造り、二階建て、延べ面積六五・六一平方メートル、建築費一億三、〇八三万円を投じて、平成二年四月一八日着工、平成二年一〇月三〇日完成した。

病床ベッド一床、エレベーターを備えた近代的な施設で「みかわクリニック」と命名し、施設の管理は村が行う。

一方、永らく診療所医師として診療に当たってこられ

た棟田医師は、家庭の事情により退職されることとなった。新しく温泉郡中島町出身で、久万町立直瀬診療所の勤務医であつた豊田英樹医師を迎えて、医師一名、看護婦六名、事務員二名、給食婦二名のスタッフで、平成三年五月一日より診療を開始している。

医療設備の整つた、村の医療施設の中核として、広く住民によろこばれ利用されている。その後法人化の認可を受け、平成五年四月より「医療法人みかわクリニック」として、順調に運営されている。

二 歯科診療所

昭和五四年四月一日から、美川村歯科診療所医師として診療に当たつてきた山村栄一医師が、病に倒れ永らく入院治療を続けていたが、平成元年四月一二日死去された。生前のご功績に感謝し、ご冥福をお祈りする。

後任の歯科医師について、各方面に紹介し探していたところ、福岡県出身で、長く西宇和郡三崎町診療所勤務を経て、愛媛県口腔保健センター勤務医であつた中野長俊医師を迎えることに決定した。

休診期間中は、住民に多くの迷惑をかけていたが、平成元年五月一日より診療を開始して以来、広く住民によるこばれ利用されている。

なお、面河村よりの要請に基づく出張診療を、前医師同様に継続することとし、週二日、面河村への出張を行っている。施設の管理は、みかわクリニックと同様に、村が行い順調に運営されている。

三 民間医療施設（開業医）

昭和二五年から三九年间にわたり、開業医として、住民の健康管理・診療に当たる一方で、嘱託医・学校医等、村の医療行政にご尽力いただいた佐藤浩医師が、平成元年二月一三日死去された。また、永らくの開業の後、高齢のため医院閉鎖して健康保持に努められていた片岡賀女子医師も、平成三年五月六日死去された。

このように相次いで二人の医師を失ったことは、美川村にとって大きな損失である。美川村の医療行政に尽くされたお二人のご功績を感謝して、ご冥福をお祈りする。

このことによって、本村内の医療機関は、有枝の伊藤医院のみとなり、伊藤薫子医師が、民間では唯一の医療機関として、住民に親しまれながら診療に携わっている。一方、伊藤氏は、村の嘱託医としても期待が大きく、予防接種・母子検診・学校医など各方面で活躍している。

第二節 国民健康保険

一 国民健康保険事業

過疎化が進み人口が減少する中で、国民健康保険の加入者の状況は、平成五年度実績で七四五世帯、被保険者数一、五七七人、内訳は、一般一、〇二五人（六五・〇パーセント）、老人四六八人（二九・七パーセント）退職者八四人（五・三パーセント）と、年々老人加入割合が増えている。一方、医療費においても、年々上昇しているのが現状である。

平成六年度の国民健康保険事業特別会計予算は、三億一八〇〇万円である。このうち、保険税は六六〇〇万円

国民健康保険加入、給付状況の推移

年 度	被 保 険 世 帯 数	被 保 険 者 数	保 險 給 付 額	1人当たりの 給 付 額	1人当たりの 保 險 税
60	世帯 951	人 2,431	千円 404,747	円 166,494	円 42,200
62	942	2,304	470,558	204,235	45,841
元	866	2,039	475,205	233,058	40,026
3	811	1,783	503,979	282,657	40,671
5	745	1,577	511,924	324,618	43,295

で、歳入予算の二〇パーセントとなっている。

この保険税も、納税者の負担を少しでも軽くしたいと、平成元年度以降税率を据えおいて努力してきたが、医療費の増嵩がはげしく限界があり、やむなく税の引上げを検討しなければならないところきている。

国民健康保険は、民間企業、公務員等を対象としている社会保険とともに、医療保険制度の重要な一角を占めている。今日、高齢化の影響は大きく、老人医療は上昇し、医療費は増大し、健全な財政運営を強いられている状況の中で、村では、医療費の抑制と、住民が健康で安心した生活を送れるため、保健施設事業の充実に力を入れ、健康教育・健康づくり講演会、健康相談、各種健康診査など、さまざまな事業に取り組んでいる。

村民各位が「自分の健康は自分で守る」という自覚と認識を高めて、これら事業に積極的に参加して、健康の保持に努めていただきたい。

二 老人医療事業

老人医療制度は、昭和五八年老人保健法の制定にとも

ない、医療費の一部有料化が取り入れられ、その後の改正を経て現在の制度となっている。

この制度は、国保をはじめ社会保険など、医療保険の仕組みが異なる各保険者が出し合う、拠出金をまとめる支払基金が七〇パーセント、国が二〇パーセント、県が五パーセント、市町村が五パーセントと、それぞれの財源負担の割合で、各市町村は「老人保健特別会計」予算で運営されており、美川村の平成六年度の予算額は三億三三〇〇万円となっている。

美川村の加入者は、七〇歳以上（一部六五歳以上で認定を受けた者を含む）五九五人で、全住民の二〇・八パーセントである。

現在、一部負担金は、外来一か月一〇〇〇円、入院一日七〇〇円の本人負担となっている。

この老人医療事業も、年々進む高齢化と老人の増加で、先に国保事業で述べたように、医療費も年々伸びてきており、今後の財政運営を考えると、きびしい状況にある。

平成5年度老人保健特別会計（決算見込）

（単位 千円）

歳 入		歳 出	
項 目	金 額	項 目	金 額
支 払 基 金 交 付 金	230,716	総 務 費	166
国 庫 支 出 金	71,721	医 療 諸 費	336,084
県 支 出 金	16,783		
繰 入 金	17,058		
繰 越 金	2,532		
そ の 他	2,454	合 計	336,250
合 計	341,264	差 引 繰 越 金	5,014

第5編 福祉・厚生・保健衛生

程野	大川上	豊大川中久通	大川下中	大川下	梨の下	面河	栄重上	栄重下	藤社	平成井	成河	馬の門	合戦	本組下	本組中	本組西	大谷	担当地区
上杉ヨリエ	松浦喜代子	梅木テル子	西森サワエ	大原五月	玉井弓子	宮本マサヨ	竹内美念子	倉橋孝子	羽沢スミエ	坪内佐恵子	平成三・四年度	美川村保健推進委員名簿						
上杉ヨリエ	松浦喜代子	椎森友子	堀口ミトメ	沢木茂子	土居千枝	中田美月	浪岡京子	渡部喜代子	竹内ヤチ子	神谷まち子	平成五年度							
上杉ヨリエ	松浦喜代子	椎森友子	堀口ミトメ	沢木茂子	土居千枝	中田美月	浪岡京子	渡部喜代子	竹内ヤチ子	神谷まち子	平成六年度							

西古味	西古味	七鳥	仕出	高山城	筒城	中黒岩第三	中黒岩第二	中黒岩第一	久主の下住宅	御三戸団地	蕨打	中黒岩第四	御三戸	尾の貝	久主の下	上本組	田渡野瀬	河内口分	有枝中通
坂本縫子	中家美千野	桑村征子	大西百合	吉中定代	篠崎ハマ子	菅静子	菅静子	菅静子	倉橋善子	中平真由美	安宅若子	古見静子	日浦朝子	岡林マサ子	日浦麗子	大野二三子	大上幸子	伊藤桂子	梶家梅子
松岡ユキ子	中家美千野	山崎恵美子	西岡祥子	吉中定代	山村美智子	菅静子	菅静子	菅静子	中平真由美	古見静子	日浦朝子	日浦朝子	大野二三子	大野二三子	伊藤桂子	伊藤桂子	栗下須美江	栗下須美江	
松岡ユキ子	中家美千野	西崎美代子	西岡祥子	吉中定代	山村美智子	菅静子	菅静子	菅静子	中平真由美	古見静子	日浦朝子	日浦朝子	大野二三子	大野二三子	伊藤桂子	伊藤桂子	栗下須美江	栗下須美江	

本本 村村 下上	先先 場場 下桜	長 崎	置 俵	二 筧	宮 成	黒 藤 川 上	黒 藤 川 中 井	釣 川	養 川	水 押	中 村	東 川	横 山	東 古 味	東 古 味	竹長 谷瀬
阪 本 美 年	大 坂 育 子	西 田 ウ メ オ	大 野 光 子	栄 代 松 子	岩 市 小 夜 子	岩 市 幸 子	堀 尾 キ ミ 子	森 川 末 美	堀 口 長 男	堀 口 長 男	押 岡 正 明	坂 本 良 子	片 岡 政 往	高 橋 恵	高 橋 昭 登	小 椋 サ ツ キ
阪 本 美 年	大 坂 育 子	西 田 ウ メ オ	大 野 光 子	天 野 春 枝	畝 ニ キ 子	岩 市 幸 子	堀 尾 キ ミ 子	木 岡 千 里	中 久 保 セ ツ 子	中 久 保 セ ツ 子	福 原 市 義	柳 原 千 登 世	片 岡 政 往	下 方 小 百 合	高 木 博 子	山 本 房 枝
阪 本 美 年	大 坂 育 子	西 田 ウ メ オ	大 野 光 子	天 野 春 枝	畝 ニ キ 子	岩 市 幸 子	堀 尾 キ ミ 子	木 岡 千 里	中 久 保 セ ツ 子	中 久 保 セ ツ 子	福 原 市 義	柳 原 千 登 世	片 岡 政 往	下 方 小 百 合	高 木 博 子	山 本 房 枝

各種検診結果

〈成人病健診〉

年 度	対象者数	受診者数	受診率
平成3	1,467人	787人	53.6%
4	1,421人	778人	54.8%
5	1,415人	742人	52.4%

〈肺がん・結核検診〉

☆（ ）内は、39才以下（結核のみ）の受診者数を含む

年 度	対象者数	受診者数	受診率
平成3	1,420人	970人 (1,027人)	68.3%
4	1,420人	1,078人 (1,153人)	75.9%
5	1,420人	1,086人 (1,183人)	76.5%

〈大腸がん検診〉

年 度	対象者数	受診者数	受診率
平成3		506人	
4	1,450人	499人	34.4%
5	1,450人	482人	33.2%

〈子宮がん検診〉

年 度	対象者数	受診者数	受診率
平成3	825人	282人	34.2%
4	817人	287人	35.1%
5	829人	345人	41.6%

〈胃がん検診〉

年 度	対象者数	受診者数	受診率
平成3	1,290人	270人	21.0%
4	1,288人	254人	19.7%
5	1,285人	287人	22.3%

〈乳がん検診〉

年 度	対象者数	受診者数	受診率
平成3	861人	292人	33.9%
4	831人	294人	35.3%
5	840人	365人	43.5%

第三節 健康づくりの推進

一 検診と予防活動

美川村は、豊かな自然に囲まれ、健康によい生活環境にある。また、村民の健康状態も概して良好と見受けられる。

しかしながら、検診結果をみると、脳血管疾患、心疾患、がんなどの成人病の割合が高くなっており、今後ますます進展する高齢化の中で、成人病予防を中心とする保健活動、健康づくり対策は、重要な課題となっている。

病気は早期発見、早期治療がもっとも大切であり、村では、成人病検診をはじめ、各種の検診を夜間を利用するなどして、村内各所で実施している。健康増進、受診への意識を高めるた

め、保健推進委員制度を、平成三年度に設置して、四名の委員の呼びかけや協力も得て、受診率も年々向上している。

健康相談などは、保健婦が各地集会所や公民館に出向き実施しており、また、リハビリ訪問指導を通じて、お年よりの寝たきり防止を目指し、健康の保持・増進・機能訓練など、細かな指導を行っている。

保健婦も、平成六年度二名増員して、三名の体制で臨んでおり、また、電算による健康管理システムを導入して、住民一人一人の健康管理に当たり、各種の検診、健康相談など、村民の参加を高めていく努力を続け、健康で明るい家庭生活が送れるよう、今後とも保健活動を進めて行く計画である。

二 母子保健

美川村の出生率は、次表のとおり、年々減少してきている。これは、出産年齢にある若年層の人口の減少に伴うものと考えられるが、それとともに、本村でも徐々に少子化が進んできているものと思われる。

年間出生率、出生数の年次推移

年 度	昭61	62	63	平元	2	3	4	5
出 生 率 (1000人比)	8.3	7.3	5.7	5.5	5.2	4.7	5.5	4.6
出 生 数 (人)	28	24	18	17	16	14	16	13

美川村では、母子保健事業として、奇数月に一回、乳幼児健康診査を実施している。これは、疾病異常の早期発見、及び健康な発達のための育児指導、栄養指導を目的としており、毎回、ほとんどの乳幼児が受診している。

また、偶数月には、育児学級や親子ふれあい教室など、乳幼児の育児指導及び子供同士、母親同士の仲間づくりを目的とした教室も実施している。

今後、未来を担う数少ない子供たちが、健全に、たくましく育っていけるような環境づくりも含めた母子保健の充実が望まれる。

第四節 環境衛生

一 水道事業

水道は、健康で快適な生活と、健全な産業、地域活動を維持する上で、必要不可欠な生活基盤施設として、大きな役割を果たすものである。本村における水道施設は、簡易水道三か所、飲料水供給施設七か所、共同給水施設九か所、営農飲雑用水供給施設一か所及び簡易専用水道一か所による給水で、水道普及率四六・六パーセントとなっているが、まだ普及率は低



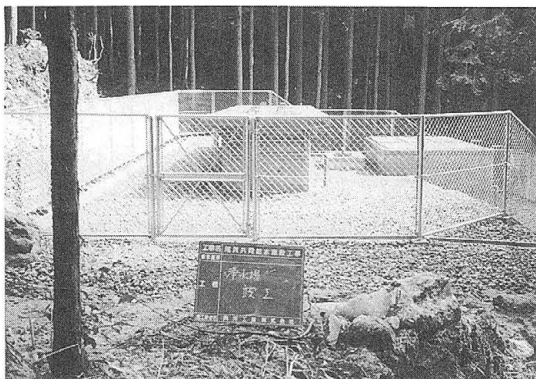
田波野瀬共同給水施設

が、まだ普及率は低

い状況にある。

現在の水道未普及地域は、大字単位では一〇か所あるが、集落間、また、家屋が極度に散在しており、施設の統合や広域化が困難な状況にある。水源は主に溪流水であるが、最近では人工林の成長と共に、水量の減少が目立ち、水源の確保も容易ではない。

水道事業開設の地元負担率も、平成五年度より一戸当



尾貝共同給水施設

たり一〇万円と大幅に軽減となり、今後は更に、未普及地域の解消を図りたい。なお、平成六年度は、竹谷地区共同給水施設の整備、平成七年度からは、古味簡易水道施設整備の計画もあり、順次整備を進めて、普及率の向上と、より衛生的な飲用水の確保に努めたい。

二 し尿・ごみ処理事業

住民の経済生活の向上とともに、生活環境も変化してきて、環境問題が大きく取り上げられる今日、美川村においても、生活排水、ごみ問題の改善が要求されてきている。

し尿・ごみ処理事業は、美川村が柳谷村、面河村の委託をうけて、三か村の収集運搬業務に当たり、処理業務は、上浮穴生活環境事務組合がこれに当たっている。

し尿については、住宅の新築と共に浄化槽への切り換えも見られるが、まだまだ多くの家庭はくみとり処理である。

収集業務は、月曜・火曜日を面河村、水曜・木曜日を美川村、金曜・土曜日を柳谷村と、一週間を各村二日に

し尿処理実績調べ（美川村分）

（単位 ℓ）

区分 \ 年度	平成 2年度	3	4	5
し尿収集量	886,694	944,334	976,824	1,081,836
（内浄化槽）	54,612	46,944	81,468	89,352

ごみ処理実績調べ（美川村分）

（単位 kg）

区分 \ 年度	平成 2年度	3	4	5
可燃物	207,560	213,760	211,600	224,380
不燃物	123,080	123,340	119,480	131,840

割り当てて処理に当たっている。なお、時期的に申込みが集中して、収集が一部遅れる場合もあるが、これも処理場における一日当りの処理能力に限界があり、仕方のないが現状である。

一方、ごみ収集については、順調に処理されているが、近年ビニール・プラスチック類のごみの排出も増えてきており、粗大ごみなどの分別と収集とも併わせて検討しなければならぬ課題となってきた。

また、国道をはじめとする各道路において、広場や道路下へのビン・カンの投げ捨ても多く、役場の職員による奉仕作業、面河川水系の清流を守る会のメンバーによる、河川を中心とした奉仕作業など続けているが、各ドライバーもマナーを守ってほしいものである。

このし尿・ごみ収集業務は、平成六年度から「株式会社みかわ」がこれに当たり、従業員も移行され、社員として安定した職場で働くことができ、事業も順調に運営されている。

三 火 葬 場

火葬場は、従来川下三か村を対象に、美川村七鳥の「高霊殿」で火葬の処理運営が行なわれていた。昭和五十四年度に、小田町を除く郡内の四か町村が共同で「久万斎場」を建設してから現在までは、上浮穴生活環境事務

火葬場利用状況（久万斎場）

年 度	2	3	4	5
件 数	38	45	28	35

組合によって、その処理運営が行われている。最近の本村の斎場利用状況は次表のとおりとなっている。

四 畜犬登録

畜犬登録及び狂犬病予防接種は、この一〇年間横ばい状態である。しかしながら、新ワクチンの開発等により、昭和六〇年から、それまで年二回の狂犬病予防接種が年一回となり、飼い主の負担軽減の結果、登録数と予防接種数に開きがあったものが、改善されてきている。

未登録犬の把握については、三年に一回、各組長の調査票をもとに、台帳の見直しを行っており、春に一回目の畜犬登録等の実施、秋に未登録犬の飼い主への個別通知等による追加実施により、未登録犬のないよう努めている。

野犬対策についても、野犬及び不用犬の買い上げを行っているが、飼い主への指導等により、飼い犬の被害数、野犬数は年々減少する傾向にあり、買上げ数も減つ

畜犬登録及び狂犬病予防注射実施状況

(単位 頭)

年度	項目	登録数	狂犬病予防注射		野 犬 対 策		
			前 期	後 期	買上げ犬	捕獲犬	計
昭和	59	252	238	222	29	8	37
	60	243	244		7	23	30
	61	206	206		1	37	38
	62	211	212		9	27	36
	63	216	216		7	41	48
平成	元	224	224		8	39	48
	2	210	208		0	40	40
	3	214	208		0	37	37
	4	212	212		1	12	13
	5	205	205		0	15	15

てきている。

